

災害時協力協定の締結について

 災害時における応急対応力の強化を図るため、災害時協力協定を締結する。

1 災害時における応急物資の供給に関する協定

(1) 概要

令和6年能登半島地震では、主要道路をはじめ多くの道路が損壊・寸断し、救援物資の輸送に大幅な遅滞が生じた。

こうした課題を踏まえ、新たに、一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会東京都支部と「災害時における応急物資の供給に関する協定」を締結し、区内における物資調達体制の強化を図るものである。

(2) 協定締結先

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会東京都支部
(千代田区神田駿河台二丁目9番地 KDX御茶ノ水ビル2階)

(3) 協定内容

災害時における医薬品、食料、生活必需品等の供給
※詳細は、別紙1 協定書(案)のとおり

2 災害時における心理的ケアに関する協力協定

(1) 概要

被災者等に対するストレス症状の軽減及び後のPTSD(心的外傷後ストレス障害)の予防のためには、災害初期からの心のケアが重要である。

このため、一般社団法人東京公認心理師協会と「災害時における心理的ケアに関する協力協定」を締結し、被災者等の心の健康の保持増進に向けた支援体制を構築するものである。

(2) 協定締結先

一般社団法人東京公認心理師協会
(文京区本郷二丁目29番2号小山ビル1階)

(3) 協定内容

次の活動に対する公認心理師又は臨床心理士の派遣
・被災者等に対する心理相談
・職員等に対する心理的ケアに関する助言 など
※詳細は、別紙2 協定書(案)のとおり

3 協定締結予定日

令和6年12月20日(金)

(案)

災害時における応急物資の供給に関する協定書

中央区（以下「甲」という。）と一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会東京都支部（以下「乙」という。）とは、中央区内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、区民生活の早期安定を図るため、医薬品、食料、生活必需品等（以下「応急物資」という。）の供給について、必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が中央区災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(要請)

第2条 甲は災害時における応急物資の供給の必要があると認めたときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした要請書をもって、乙の保有する応急物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請することができる。

- (1) 災害の状況及び供給を要請する事由
- (2) 供給を必要とする応急物資の種類及び数量
- (3) 物資運搬車両の確保
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(要請に対する協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で応急物資の供給に協力するものとする。

(応急物資の範囲)

第4条 応急物資の範囲は、乙が甲から要請を受けた時点で乙が取り扱うことのできる商品を対象とする。

(応急物資の価格)

第5条 乙が供給した応急物資の価格について、災害発生時に乙が保有する商品に関しては、災害発生直前の価格とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、災害により商品の価格が高騰した場合であって、価格が高騰した後に乙が仕入れ及び供給を行ったときの応急物資の価格は、引渡し時の価格とする。

(応急物資の引渡し)

第6条 応急物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であるときは、甲の指定する者が引渡場所までの運搬を行うものとする。

2 甲は、乙の納品書に基づき、応急物資の数量等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は、供給された応急物資の代金及びその運搬費用を、乙の請求に基づき、速やかに支払うものとする。

(訓練)

第8条 乙は、甲から要請があった場合には、可能な範囲で甲が実施する訓練に協力するものとする。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙はこの協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、災害時であること考慮してやむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は、この協定に関する協力のため、災害時の連絡体制を整備する。

2 甲及び乙は、災害時において円滑な協力を図るため、甲の要請があったときは、毎年度定期的に相互の連絡体制を確認するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからこの協定を解除し、又は変更する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

第12条 本協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

令和6年 月 日

乙 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地
KDX御茶ノ水ビル 2 階
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会
東京都支部長 角谷 真司

(案)

災害時における心理的ケアに関する協力協定書

中央区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京公認心理師協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時等における心理的ケアに関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中央区の区域内（以下「区内」という。）で災害が発生した場合又は災害の発生に備えて、乙が甲に対し被災者及び支援者（被災者を支援する甲の職員、他自治体からの応援職員等をいう。以下同じ。）（以下「被災者等」という。）の心理的ケアに関する協力を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、区内で災害が発生した場合又は災害の発生に備えるために、乙に対し公認心理師又は臨床心理士の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請（以下「派遣要請」という。）を受けたときは、これに応じるよう努めるものとする。

3 甲は、乙に派遣要請をする場合は、当該派遣要請をする人員の規模、活動の実施を要請する期間、場所等を決定し、乙に明示する。

(活動)

第3条 乙は、派遣要請があったときは、次に掲げる活動（以下「活動」という。）を担うものとする。

- (1) 災害がもたらす心理的影響についての研修会
- (2) 関係団体との連携を想定した合同訓練
- (3) 甲が心理的ケアが必要と判断した被災者等に対する心理相談
- (4) 支援者に対する心理コンサルテーション
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災者等の心理的ケアに有効と思われる支援

(活動内容の共有)

第4条 甲は、乙が活動を行うに当たり、必要な活動の実施方法及び計画について、随時乙と協議する。

2 甲及び乙は随時ミーティングを行い、活動の内容、方針等を共有する。

3 乙は、派遣要請に基づき活動を行ったときは、その内容を記録し、随時甲に

報告する。

(費用弁償等)

第5条 派遣要請に基づき乙が実施した活動に要する経費(甲乙協議の上、甲が負担することが適当でないと判断した経費は除く。)は、甲が負担する。

(賠償)

第6条 派遣要請に基づき乙が実施した活動により発生した賠償の方法及び費用については、甲及び乙が誠意を持って協議し決定する。

(損害補償)

第7条 派遣要請に基づき乙が実施した活動により、乙の従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はそれによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは心身に著しい障害を生じたときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和38年3月中央区条例第15号)」の適用があるときに限り、甲が補償する。

(個人情報保護)

第8条 甲及び乙は、この協定の履行上知り得た個人情報を適切に管理するとともに、理由なく他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益を図るために利用してはならない。第11条に規定する有効期間が終了した後においても、同様とする。

(連絡体制)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する協力のため、災害発生時の連絡体制を整備する。

2 甲及び乙は、災害発生時において円滑な協力を図るため、毎年度定期的に相互の連絡体制を確認するものとする。

(協力体制)

第10条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練において普及啓発活動に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練における普及啓発活動への参加に係る費用は、乙の負担とする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、令和 7 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の有効期間が満了する日の 1 か月前までに、甲及び乙のいずれからの特段の申し出がない場合は、この協定は 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(細目)

第 12 条 この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

(その他事項の協議)

第 13 条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(管轄する裁判所)

第 14 条 この協定に関し、第 1 審の訴えを提起する場合の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

上記協定締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

甲 東京都中央区築地一丁目 1 番 1 号
中央区
中央区長 山 本 泰 人

乙 東京都文京区本郷二丁目 29 番 2 号小山ビル 1 階
一般社団法人東京公認心理師協会
会長 西 脇 喜 恵 子